

審 査 基 準

令和2年1月10日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第3条第1項
処 分 の 概 要：古物商の許可
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法第4条（許可の基準）、第5条第1項（許可の手続） 古物営業法施行規則第1条の3（許可の申請）、第2条（古物の区分）
審 査 基 準： 古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間：40日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課
問 合 せ 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課(092)641-4141 内 3187
備 考：